

## アライグマ捕獲従事者養成研修会

日時 1月21日(金) 午前10時～正午  
 場所 中央公民館 視聴覚ホール  
 内容 アライグマ防除対策の推進について、アライグマ捕獲に関する効果的な方法について  
 講師 古谷益朗氏(ネイチャーステーション代表)  
 対象 町内在住・在勤で18歳以上の方  
 定員 100人(先着順)  
 費用 無料  
 申込み 1月14日(金)までに☎に電話または産業観光課窓口にて申込み  
 ※この研修を受講すると狩猟免許がなくてもアライグマに限り捕獲することができます。  
 産業観光課 農林担当  
 ☎内線144

## 講演会 ◆stop!鳥獣被害!◆ ～イノシシ・シカ・サルの被害対策は～

日時 1月21日(金) 午後1時30分～4時  
 場所 中央公民館 視聴覚ホール  
 内容 イノシシ・シカ・サルの生態・被害対策について  
 講師 古谷益朗氏(ネイチャーステーション代表)  
 対象 町内在住・在勤の方  
 定員 100人(先着順)  
 費用 無料  
 申込み 1月14日(金)までに☎に電話または産業観光課窓口にて申込み  
 ※イノシシ・シカ・サル対策講演会を受講しても狩猟免許は取得できません。  
 産業観光課 農林担当  
 ☎内線144

## 防災行政無線が聞きづらい場合は以下のサービスをご利用ください

### 防災行政無線テレホンサービス

防災行政無線テレホンサービスは、防災行政無線の放送内容を電話で聞くことができるサービスです。  
 ○放送終了直後から利用できます。  
 ○24時間以内に放送されたものを聞くことができます。  
 ☎0800-800-8099

### 越生町メール配信サービス

越生町メール配信サービスは、防災行政無線で放送した内容、防災、防犯情報、イベント情報などを携帯電話やパソコンにメールで配信するものです。登録方法は下記の①、②のいずれかで行えます。  
 ①下記メールアドレスに空メールを送り、登録案内メールが返信されますので、メールの内容に従い登録してください。  
 ✉ogose@entry.mail-dpt.jp  
 ②右記のQRコードを携帯で読み取り登録をしてください。  
 ※登録方法がわからない場合は、総務課または梅園コミュニティ館までお越しください。  
 総務課 自治振興担当  
 ☎内線216



▲QRコード

広告

**お友達と素敵なランチに出かけませんか**  
 1月のおすすめランチ

会席料理をもっと楽しくリーズナブルに旬の食材をふんだんに盛り込んだ

**早春 彩り御膳**  
 1,730円

レストラン紅梅(本館2階) ランチタイム 11:30～14:30(ラストオーダー 14:00)

**ニューサンピア埼玉おごせ ☎049-292-6111**

**ソフトドリンクバー 無料券**

有効期限: 2022年1月31日(月)

■本券1枚で4名様ご利用可能  
 ■レストランスタッフに本券をご提示ください  
 ■他のクーポン、割引との併用不可  
 ■ランチタイムのみ有効

## 令和2年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

令和2年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

	受付件数	決定状況			
		公開	部分公開	非公開	取下げ
請求※1	—	—	—	—	—
申出※2	2	2	—	—	—
合計	2	2	—	—	—

※1 請求…平成12年4月1日以後に作成または取得した情報を請求権者(町民等)が請求した場合  
 ※2 申出…上記「請求」以外の場合

個人情報の開示等請求の状況	情報公開・個人情報保護審査会
自己情報の開示等の請求、自己情報の訂正請求・削除請求・利用の中止の請求(申出)はありませんでした。	令和2年度は、審査事項等がありませんでしたので、開催されませんでした。

なお、情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況については、町ホームページおよび町政情報コーナーで閲覧することができます。

総務課 自治振興担当  
 ☎内線216

## 町内事業者の皆様へ 越生町中小企業退職金共済掛金補助制度のお知らせ

中小企業退職金共済制度への加入を促進し、中小企業の振興及び雇用する従業員の福祉の増進を図るため、中小企業退職金共済制度に加入している事業主に対して掛金の一部を補助します。補助期間は補助金の交付が決定してから3年間です。

補助率	退職金共済加入従業員数	補助率
	1人から5人まで	20%
	6人から10人まで	15%
	11人から20人まで	10%
	21人から50人まで	5%

※従業員1人あたりの1か月の掛金が2千円を超える場合は、2千円を限度とします。

補助対象期間 令和3年1月～12月  
 補助対象 ①常時使用する従業員の数が50人(商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営むものについては20人)以下の事業所で申請日現在引き続き営業を継続している方  
 ②町税を滞納していない方  
 ③共済契約を締結した日から契約期間内に掛金を納付した方  
 申請書類 補助金交付申請書、月別・個人別掛金内訳書、退職金共済手帳の写し(退職金共済手帳がない場合は払込済証明書の写し)  
 申請方法 申請書に添付書類を添えて2月28日(月)までに☎に提出(1事業所につき1回限り)  
 ※申請書は、町ホームページからダウンロードしてください。産業観光課窓口でも配布します。  
 産業観光課 観光商工担当  
 ☎内線147